

詳細情報	hH200313I0040		
掲載（所管）部局	医薬・生活衛生局		
告示日	令和2年3月12日		
種別・番号	令和2年厚生労働省告示第72号		
件名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件		
告示資料	告示文	厚生労働省PDF	
制定・改正又は廃止される法令等	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成16年厚生労働省告示第335号）		クリック注
パブリックコメント	【案件番号：495190476】 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件について		
	意見公募手続を実施していません		
	提出意見数	- 件	提出意見を踏まえた案の修正の有無 無

◆凡例

厚生労働省PDF：厚生労働省法令等データベースサービスのPDFデータを引用しています。

◆「制定・改正又は廃止される法令等」のリンク先について

・「[クリック注](#)」：閲覧時期により、施行前、施行後、施行後で未だ更新されていない又は廃止等の場合がありますので、最終更新日を確認のうえご利用ください。

また、「厚生労働省法令等データベースサービス」より削除された場合もありますので、ご注意ください。